

# ガス・電気セット割

[付帯メニュー定義書]

平成31年3月18日 実施

西日本ガス株式会社

目次

1. 定義	1
2. 適用条件	1
3. 割引内容	1
4. 適用開始日	1
5. 適用廃止	1
6. 本定義書（ガス・電気セット割）の変更および廃止	2
7. その他	2
附則 1. 実施の期日	2

本定義書（ガス・電気セット割）は当社との間でガス供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまが、当社の指定する電気小売事業者と電気の需給契約を締結し、供給を受けている場合に、当社のガス小売供給約款（基本約款）および選択約款（以下「ガス需給に関する約款」といいます）にもとづき計算されるガス料金の一部を割引する取り扱いを定めたものです。

## 1. 定義

ガス需給に関する約款に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

## 2. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを当社が受諾した場合に本定義書を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、当社のガス需給に関する約款にもとづくガス需給契約（以下「ガスの契約」といいますの）契約者であり、かつ当社の指定する電気小売事業者と電気の供給契約（以下「電気の契約」といいます）の契約者であること。
- (2) お客様の電気の契約における需要場所が、原則としてお客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。

## 3. 割引内容

当社は2に定める適用条件を満たすお客さまからの申込みを承諾した場合には、お客さまの対象となるガス料金メニューの基本料金より毎月50円（消費税等相当額を含みます）を割引します。（ただし適用廃止日を含む調定月を除く）

## 4. 適用開始日

ガス・電気セット割引の適用開始日は、電気の使用開始日以降の最初のガスの定例検針日の翌日からとします。

## 5. 適用廃止

当社は、2に定める適用条件を満たさないことが判明した場合には、ガス・電気セット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) ガスの契約を解約する場合  
当社のガス需給に関する約款による解約日
- (2) 電気の契約を解約する場合  
当社の指定する電気小売事業者との電気の需給契約の解約日

(3) (1) (2) 以外の事由による場合

当該事由が発生したことを当社が確知した日

## 6. 本定義書（ガス・電気セット割）の変更及び廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、当社のガス需給に関する約款に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のおしらせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、当社のガス需給に関する約款に準じます。

## 7. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款（基本約款）を適用いたします。

## 附則

### 1. 実施の期間

本定義書は、平成31年3月18日から実施いたします。但し、平成31年3月17日以前から継続して供給している需要家に対しては、平成31年3月の定例検針の翌日から実施いたします。